教育委員会月報

文部科学省

調査・統計 **地方自治体の教育政策における EBPMの更なる推進に向けて**

特集 **部活動の地域展開等の全国的な実施に向けて**

Series 地方発！我が教育委員会の取組

三重県教育委員会／北海道石狩郡当別町教育委員会／大阪府貝塚市教育委員会

お知らせ

◆「『学校基本調査』にみる初等中等教育における管理職に占める女性の割合（2024年度版）」を作成しました

◆国立劇場養成所研修生募集

2025年7月10日発行　第77巻4号

2025 July

7

MEXT63 令和7年7月号（No.909）文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

教育委員会月報

2025年7月10日発行　第77巻4号
2025 July
7

C O N T E N T S

調査・統計
地方自治体の教育政策における EBPMの更なる推進に向けて …… 1

特集
部活動の地域展開等の全国的な実施に向けて …… 2

Series 地方発！我が教育委員会の取組

「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業
三重県教育委員会 …… 6

未来を拓く9年間
～当別町小中一貫教育～
北海道石狩郡当別町教育委員会 …… 12

不登校対策支援事業「かいづかSMILEプラン」
～すべての子どもたちの笑顔のために～
大阪府貝塚市教育委員会 …… 17

お知らせ

◆「『学校基本調査』にみる初等中等教育における管理職に占める女性の割合（2024年度版）」を作成しました …… 22

◆国立劇場養成所研修生募集 …… 24

地方自治体の教育政策における EBPMの更なる推進に向けて

総合局　参事官（調査企画担当）

教育政策は、幼児、児童、生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであり、成果も多様であるため、その評価も多角的な分析に基づくべきものです。また、他の政策分野と比較して、**成果が判明するまでに長い時間を要する**ものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、**政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いといった特性**もあります。

そのため、**より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行い、国民、都道府県・市区町村民等への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した教育行政の運営に取り組み**、現行政策の効果を明確に説明し、**関係者の理解を得ることが重要**となります。（「第4期教育振興基本計画」(令和５年６月16日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和６年６月 21 日閣議決定) をご参照ください。）

こうした背景を踏まえ、**文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）では、教育政策におけるEBPM に関する取組について、2024 年度に地方自治体（都道府県、指定都市、市区町村）に向けた調査を実施**しました。主な結果は以下のとおりです。

○ EBPM の取組を教育振興基本計画等に盛り込んでいる（予定を含む）**指定都市や市区町村**は**増加**した一方で、**都道府県**は**低下**

○ EBPM 確立に向けた具体的な取組を実施している**都道府県や指定都市**は **100%を維持**した一方、**市区町村**は**低下**

○「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」において、「地方自治体の点検・評価において、定量的指標を盛り込んでいる割合」及び「地方自治体の点検・評価の結果を政策立案または予算要求・査定の際に参照する割合」について、2024 年度までに 100%を目標として掲げていましたが、前者は1指定都市と515 市区町村で**未達成**、後者の割合は上昇したものの 150 の市区町村で**未達成**

定量的な指標を設定していない理由として、複数の市区町村からは、その設定の難しさが挙げられましたが、**総合教育政策局参事官(調査企画担当)においては、教育政策における EBPM の推進に向けて引き続き取り組んで参りますので、定量的な指標の設定等お困りの際はお問い合わせいただければ幸いです。**

① エビデンスを重視した PDCA サイクルに関する取組について、教育振興基本計画や教育大綱等に盛り込んでいる又は記載予定のある自治体の割合

	都道府県	指定都市	市区町村
既に盛り込んでいる自治体の割合	93.6% (97.9%)	95.0% (85.0%)	68.1% (63.6%)
記載予定のある自治体を含めた割合	97.9% (100.0%)	95.0% (85.0%)	71.6% (70.2%)

② エビデンスを重視したPDCAサイクル確立に向けて、具体的な取組を実施している割合

都道府県	指定都市	市区町村
100% (100%)	100% (100%)	89.2% (92.6%)

③ エビデンスを重視した PDCA サイクルの確立に向けた主な取組内容と、その地方自治体全体に占める割合

取組内容	都道府県	指定都市	市区町村
地教行法第26条に基づき行う「**点検・評価」における定量的指標の設定**	100% (100%)	95.0% (100%)	70.0% (69.5%)
地教行法第26条に基づき行う「**点検・評価」の結果の政策立案または予算要求・査定の際における参照**	100% (95.7%)	100% (100%)	91.3% (85.6%)

※①～③いずれも括弧内は、2022 年度の数値

部活動の地域展開等の全国的な実施に向けて

1 はじめに

急速な少子化・人口減少に伴い、1部活動あたりの生徒数や、部活動への参加率が減少し続ける中、従来のような学校単位での部活動の維持は困難になってきています。文部科学省では、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するべく、公立中学校を主な対象として、部活動改革に取り組んでいます。

これまで、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」と位置づけ、取組を進めてきましたが、今年5月 16 日、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下、「実行会議」という。）において、令和8年度以降の部活動改革の方向性等を示す「最終とりまとめ」がまとめられました。

本特集では、「最終とりまとめ」の概要や今後の文部科学省の取組を御説明します。

2 「最終とりまとめ」の概要

文部科学省では、「改革推進期間」終了後（令和8年度以降）の部活動改革の方向性や総合的な方策を検討するため、令和6年8月に実行会議を設置し、幅広い関係者・有識者等の参画の下、議論を進めてきました。同年 12 月には中間とりまとめがまとめられ、その後、関係団体へのヒアリングやワーキンググループでの個別課題への対応等の議論等も経て、今年5月 16 日に「最終とりまとめ」がまとめられました。

「最終とりまとめ」に記載の特に重要な内容は、以下の通りです。

（1）改革の理念及び基本的な考え方等

①改革の理念

急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり、当事者である生徒を中心に考え、地域全体で関係者が連携して支えることで、豊かで幅広い活動機会を保障することが重要。

②地域クラブ活動の在り方

生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される地域クラブ活動においては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

<新たな価値の例>

- 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツ、スポーツと文化芸術の融合等を含む）
- 生徒の個性・得意分野等の尊重
- 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）等

また、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や

認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築する必要。

（2）今後の改革の方向性

①次期改革期間

令和8年度からの6年間を「改革実行期間」と位置づけ、令和8年度から 10 年度を前期、令和 11 年度から 13 年度を後期とする。前期終了後には取組状況に対する中間評価を実施。

②改革の進め方

休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。現時点で取組に着手していない地方公共団体においても、前期の間に地域展開等に着手。

平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。

③費用負担の在り方等

地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要。

受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討。特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。

公的負担については、国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用、民間

「改革実行期間」（R8 ～ R13）における改革の進め方

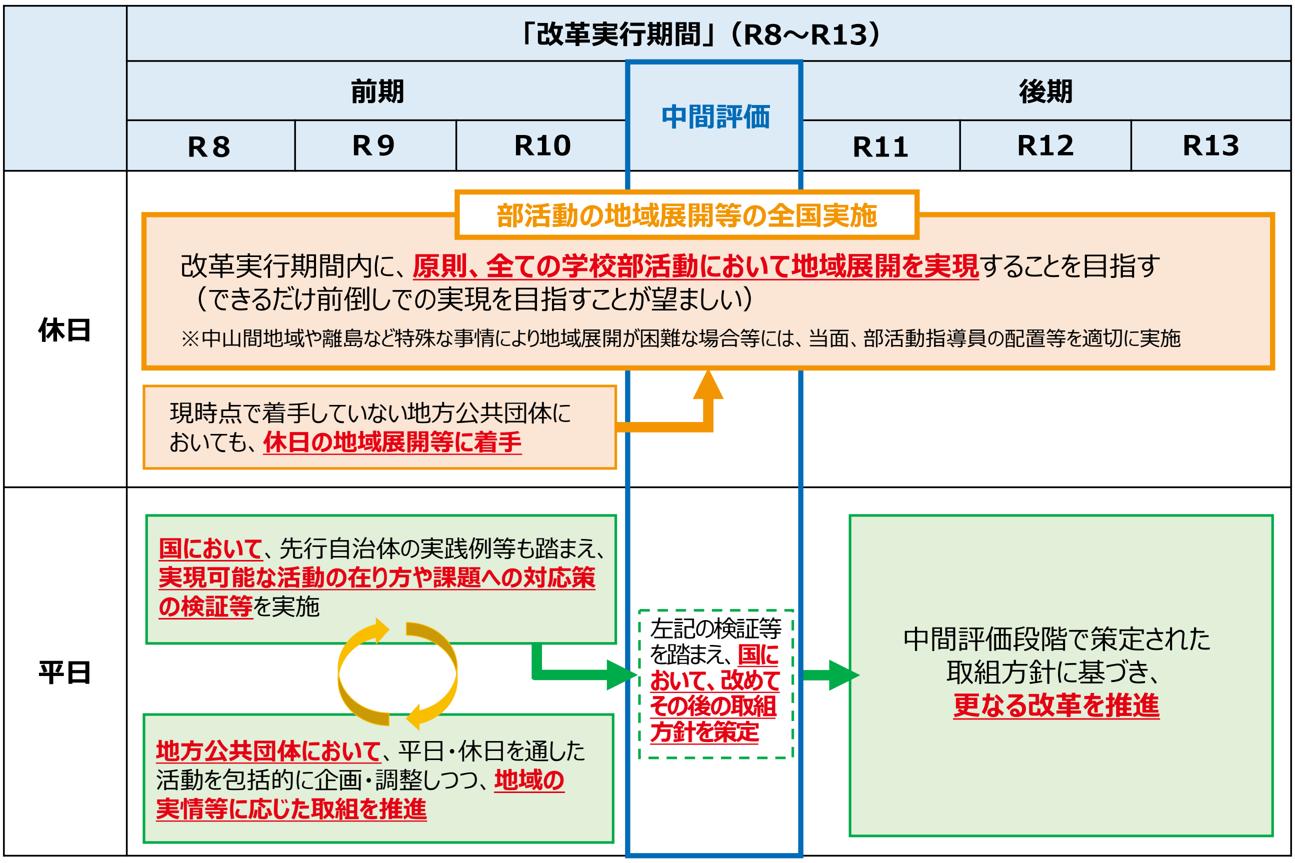

企業との連携等、新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことが重要。

なお、部活動指導員の配置については、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているとともに、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。

（3）地方公共団体における推進体制の整備

地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。

また、都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。１つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることが考えられる。

（4）学習指導要領における取扱い

学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。

今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

（5）各論（個別課題への対応等）

その他、本文（P16～42）では、部活動の地域展開にあたって論点となる下記の8項目について、基本的な考え方を整理するとともに、取組の方向性（個別課題の具体的な解決方策）が幅広く提示されています。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備及び適切な運営の確保
2. 指導者等の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段の確保
5. 大会やコンクールの運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保

なお、「最終とりまとめ」の別添資料においては、実際にこれらの課題に対応している自治体の取組事例を掲載しておりますので、ぜひ御覧ください。
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_oripara-000042507_0303.pdf

3 文部科学省における今後の対応

既述の通り、来年度から「改革実行期間」がスタートし、部活動の地域展開等を本格的かつ全国的に推進していくこととなります。文部科学省では、「最終とりまとめ」で示された理念・内容について積極的に周知・広報を行うとともに、地方公共団体における更なる改革の推進に向け、早急に各種課題の対応策の検討・調整を進めていく予定です。

具体的には、

- 地方公共団体における部活動改革の取組状況・見通しに関する調査の実施
- 地域クラブ活動の認定制度の整備
- 十分な予算の確保及び新たな支援制度の構築
- 相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等による地方公共団体へのきめ細かなサポート
- 地域クラブ活動の創設・運営に関するガイドブックの作成

- 地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等の作成
- 学習指導要領の改訂に向けた検討

等の施策が挙げられます。

4 おわりに

部活動の地域展開等の全国的な実施に向けては、教育委員会関係者、学校関係者、スポーツ・文化芸術関係者等、多様な立場の方々の御理解と御協力が不可欠です。

これまで、部活動を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しんできた子供たちが、希望する活動を主体的に選択し、継続して活動できる環境を整備することが重要です。今回の改革のポイントは、地方公共団体の責任の下、部活動の運営主体を学校から、行政機関を含めた地域の他の組織に変えていくことです。文部科学省が令和５年度から実施している地域クラブ活動への移行に向けた実証事業では、教育委員会や首長部局が直接部活動に代わる活動を運営する形を含め、様々な類型が生み出されました。

部活動に係る御理解は地域により様々です。各教育委員会等におかれては、地域の実情等に合った地域クラブ活動の在り方を見出していただくとともに、生徒が興味関心に応じて自分に合った活動を選べるよう、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を様々な機会を通じて生徒・保護者に紹介するなど、丁寧な説明等を行い、部活動改革についての理解を十分に深めていただければと思います。

なお、スポーツ庁では、部活動改革に関する質問等にお答えする地方公共団体専用の相談窓口「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置しています。当事務局においては、地方公共団体からの相談・問合せや現地への訪問・講演等に無料で対応しておりますので、御遠慮なくお問い合わせください。

引き続き、子供たち、そしてスポーツ・文化芸術の未来のため、御尽力いただきますよう改めてお願い申し上げます。

〈関連リンク〉

●部活動改革ポータルサイト
（運動部活動）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm
（文化部活動）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html
※各種資料や全国の取組事例、FAQ 等を掲載

●地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/index.html

●最終とりまとめ
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

●アドバイザー事務局
https://sports-club-advisor.jp/

三重県教育委員会

「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業

1 はじめに

三重県では、「三重県人権教育基本方針」（2024年〔令和6年〕3月改定）にもとづき、「人権感覚あふれる学校づくり」と「人権尊重の地域づくり」を推進の方策として、人権教育に関わるさまざまな事業を実施しています。

本稿では、「人権尊重の地域づくり」の取組のひとつである「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット（以下「こどもサミット」）事業をご紹介します。

2 「こどもサミット」事業について

（1）目的

子どもたちの権利を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、地域の多様な主体と協働して差別を解消し「人権が尊重される三重」をつくる主体者を育成することを目的とした事業です。

2024〔令和６〕年度　「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業

目 的

子どもたちの権利を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め自他の人権を守るための実践行動ができる力を育み、地域の多様な主体と協働して差別を解消し「人権が尊重される三重」をつくる主体者を育成することで、「人権尊重の地域づくり」を推進する。

対 象

県立学校、小中学校・義務教育学校および市町等教育委員会（各年10程度）

実 施 方 法

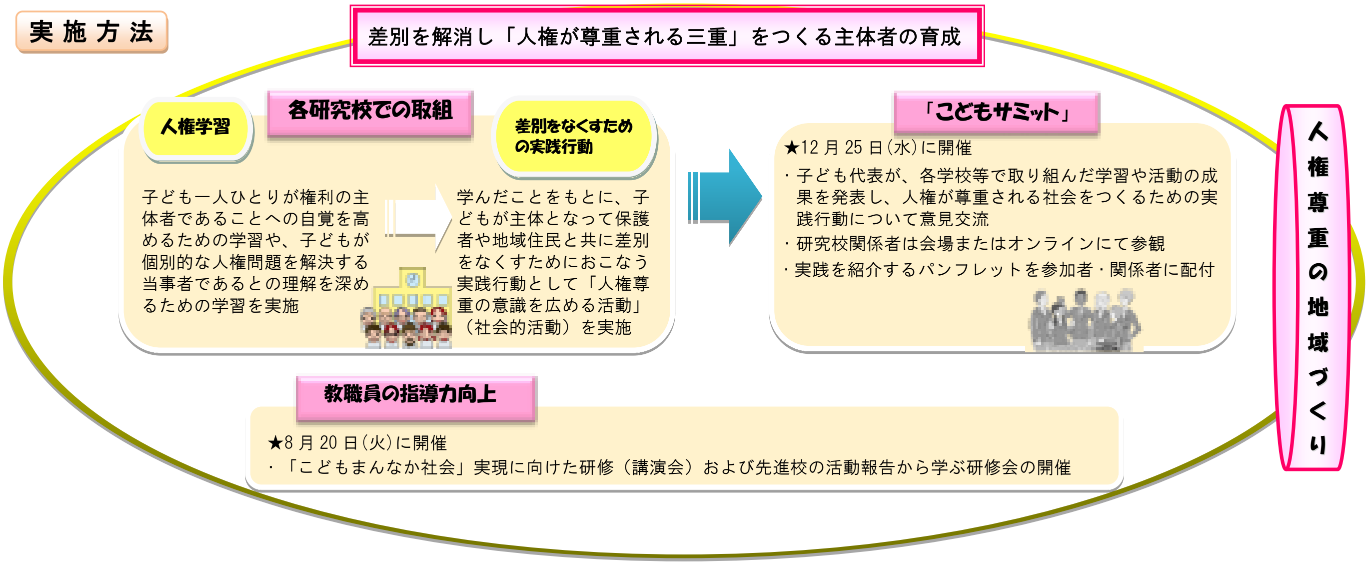

（2）内容

さまざまな校種から研究校（年に 10 校程度）を指定し、その子ども代表が、各校で取り組んだ学習をもとに保護者や地域住民とともに行った「人権尊重の意識を広める活動」の成果を、「こどもサミット」で報告しました。その後、各校の報告をもとに校種の垣根を越えた意見交流を行いました。

（3）実施方法

① 各研究校での取組
（2024 年〔令和6年〕5～ 11 月）

子どもが、自分のもつ権利、個別的な人権問題の現状や解決に向けた取組を理解するための学習を行いました。学んだことをもとに、子どもたちが主体となって保護者や地域住民とともに「人権尊重の意識を広める活動」を実施しました。

②「こどもサミット」の実施
（2024 年〔令和6年〕12 月 25 日）

各研究校の子ども代表が、学校等で取り組んだ学習や「人権尊重の意識を広める活動」の成果を報告しました。また、子どもたちが校種の垣根を越えた6つのグループになり、報告についての感想を交流しました。その後、人権が尊重される社会をつくるための実践行動について、「差別をなくすために自分にできること」をテーマに、全体で意見交流を行いました。

3 「こどもサミット」で報告された各研究校の「人権尊重の意識を広める活動」について

○県立四日市農芸高等学校

「差別をなくすために私たちができること」

人権サークルでは「知る・接する・伝える」を大切にしながら活動をしました。主な活動として、鈴鹿市人権教育センターを訪問し、障がいのある地域の方々と交流を深めました。また、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい社会をめざすために、体験的な学びの機会を広げることが大切だと考え、県内の高校生が集まる人権に関する交流会や発表会で学びを発信しました。参加した他校の生徒から、「私たちも差別をなくしたい」「私たちも行動したい」という共感を得ることができました。

○県立昴学園高等学校

「未来を築く　昴学園の人権アクション」

人権・差別について考える全校討論会を実施し、昨年出された意見の実現に向けた議論や、部落問題に係る人権学習、差別解消に向けた行動について話し合いました。また、校内の人権サークルは「大台町中高生の集い」で地域の小中学生と学び合ったり、人権フェスティバルで自分たちの考えた取組について発表したりしました。さらに、県主催の「三重県子ども条例」改正に向けた「こども会議」に参画し、当事者として自分自身の権利に関するさまざまな意見を表明しました。

○県立尾鷲高等学校

「人権啓発チラシの取組 ～人権学習からの学びをとおして～」

部落問題に係る人権学習で、結婚や就職における部落差別の現実を知り、差別解消に向けた行動について考えました。また、講師を招いた学習でさらに学びを深め、牟婁地区人権学習活動交流会では学んだことを発表し、他校の生徒と意見交流をしました。これまでの学びから自分たちにできることは何かを考え、差別解消をめざす条例や法律を周知する啓発チラシを作成し、地域へ配布しました。

○志摩市高校生の集い

「部落差別をなくすために語り合う」

毎月1回実施している志摩市高校生の集いでは、10月に志摩市長、教育長、地域の方々を招き、土地購入に関する部落差別についてこれまで自分たちで話し合ってきたことを伝え、それぞれの立場からの意見を聞きました。その後、部落差別をなくすためにできることについて参加者で話し合い、高校生からは「正しい知識を身につける」「差別をなくすために活動している人と話す」「身近な人から話をして変えていく」、おとなからは「学習し続ける」「住民への啓発をし続ける」などの意見がありました。おとなも子どもも差別をなくす仲間として行動していくことができると感じることができました。

○大台町中高生の集い

「いじめや差別をなくすために」

大台町中高生の集いでは、地域に住む方を講師に招いてお話を聞いたあと、高校生が自分の体験を語り、その語りから、差別やいじめをなくすために自分にできることについて、地域の方々と話し合いました。また、大台町人権フェスティバルでは、地域の方々に自分たちの活動を知ってもらい、ともに人権について考えてほしいということを伝えました。地域の方々からは「人権活動を通じて自分らしさを見つけ、人権問題を真剣に考えていく中で、子どもたちが強く結びついていることがよくわかりました」などの感想がありました。

○鈴鹿市立白鳥中学校

「自分事として考える」

白鳥中学校区の人権フォーラムでは、日常生活の場面を想定した人権に関わる事例をもとに意見交流を行いました。「自分ならどうするか」「似たような場面がなかったか」など、自分の生活をふり返りながら、意見交流をすることができました。さらに、校内の人権フォーラムで、2年生が「人権問題の解決を自分事にしていくために」というテーマで学んだことを地域の方々と保護者に発信しました。地域の方からは、「身近にある問題について、自分たちで考えて意見交流することは大切。続けていってほしい」という感想がありました。

○伊賀市立阿山中学校

「だれもがいきいきと生きる社会 / 阿山」

地域住民の有志が集い、人権に関することについて語り合うヒューマンライツ阿山の活動に、阿山中学校人権サークルの生徒や卒業生が参加し、おとなと「私の関心のある人権問題」について考え合いました。また、阿山人権同和教育研究大会で、人権サークルの生徒が地域の方々と「女性の人権」について考え合いました。さらに、全校生徒が保護者や地域住民と「外国人に係る人権問題」「部落問題を解決するために」をテーマに意見交流する人権集会を行いました。生徒からは「差別をなくそうと本気で考えているのはみんな同じだと安心した」という感想がありました。

○川越町立川越北小学校

「学んだことをひろめよう」

保護者や地域の方々を招き、グループごとに、人権学習で学んだことを伝え、おとなの方に感想を聞きました。そして、その活動後のふり返りでは、「おとなの方から意見をいただいて改めて真剣に考えることができた。やっぱり、部落問題学習は必要だと思う」という思いをもちました。

それから、講師を招いた学習の機会をもち、その学びをもとに、自分が知らず知らずのうちに差別をする側になっていないか、自分たちは「100％の自分」を出せているのかについて考え合い、それぞれの思いを出し合う機会を何度ももちました。

最後に、保護者や地域の方々と一緒に差別のない社会にしていきたいと考え、地域に向けた広報（チラシ）を制作し、自分たちの考えや思いを発信しました。

○御浜町立御浜小学校

「御浜小の安心ルール」

誰もが安心して過ごすことのできる学級・学年にするために、全学級で話し合って学級の「安心ルール」をつくり、「自分たちの学級はどうか」と自分たちの生活を見つめなおす機会をもちました。また、地域のゲストティーチャーを招いた学習をとおして、誰もが安心して過ごすことのできる学級・学年になっているか、自分や学級・学年をふり返る学習もしました。音楽参観では、それまで学んだことをもとに、自分たちの思いを歌で保護者に伝えました。保護者からは「どの学年も人とのつながりを大切にした曲を選んでいて、『言葉は言霊』をおとなも意識する必要があると思いました」という感想がありました。

4 全体での意見交流について

～子どもたちから出された主な意見より～

- どの学校の取組も他の人に伝えることを大切にしたものが多かったので、学校のみんな、保護者や地域の方々に、差別をしてはいけないこと、差別をしたら人が傷つくことを伝えたいです。（小学生）
- 差別をなくす気持ちを全員がもっていることを実感しました。今、取り組んでいる活動に自信をもって、高校に進学しても自分ができることをしていきたいです。（中学生）
- 各校のみなさんが人権問題について保護者や地域の方々と交流し、考えを深められる機会があると知って、そんな取組が増えることで、人権問題の解決につながると思いました。自分にできることは、無関心でいる人々に自分事として考えてもらうきっかけをつくることだと思います。（高校生）

5 現段階の成果と課題について

（1）成果

各研究校の取組では、これまで学校または中学校区単位で実施していた研究を、市町が運営する人権サークル等にも広げたことで、地域で活動する子どもたちがその活動内容や成果を発信することができました。

また、「こどもサミット」では、県内各地から集まった子どもたちが、意見表明の場として人権に関する自らの考えや思いを伝えることができました。

さらに、意見交流をとおして他校種の子どもたちの考えや思いを知り合うことで、人権について学ぶことへの意欲や自信、「人権尊重の地域づくり」への主体者意識を高めることができました。特に小中学校の児童生徒にとっては、なかなか交流することがない県立学校の生徒と交流することで、今後の学習や活動のロールモデルをみつける機会となりました。

研究校を対象に行った「人権についての児童生徒アンケート」（取組前と取組後に実施）の結果においても、「人権問題を解決するために何かできることをしたい」の質問項目で肯定的な回答が取組前よりも4ポイント上がり、90%を超えました。さらに、各研究校での「人権尊重の意識を広める活動」に参加した保護者や地域の方々も、子どもたちの活動や人権意識に刺激を受け、人権が尊重される地域社会を住民全体でつくっていくことの重要性を確かめ合うことができました。活動に参加した地域住民対象のアンケートでは、「子どもとともに活動することで、人権尊重の意識が広まることにつながったと感じるか」の質問項目で97.3%が肯定的な回答でした。

（2）課題

研究校に限らず、県内の学校には、経済的な困難さや人権問題など、自身の努力だけでは解決できないものを背負わされている子どもたちがいます。また、昨年度までに報告された子どもが人権侵害の加害者となった事案の中には、保護者や地域住民の偏見や差別意識が子どもに影響しているものが見られます。

子どもたちを取り巻くさまざまな人権問題を解決していくためには、保護者や地域の方々とともに、三重県人権教育基本方針にある人権教育推進の方策「人権尊重の地域づくり」の取組を今後も進めていく必要があります。

研究校を対象に行った「人権についての児童生徒アンケート」において、「家庭や地域の中に、人権問題の解決について、自分たちとともに考えるおとながいる」の質問項目への肯定的な回答は、本事業の取組によって7ポイント上がったものの、77%に留まっています。子ども一人ひとりが自分の権利が守られていると実感できる学校や地域をつくるために、引き続き取組を推進していく必要があります。

6 おわりに

本事業は、2024年〔令和6年〕度より実施し、初年度は9の学校および人権サークルが「こどもサミット」に参加しました。2025年〔令和7年〕度、研究校を新たにして、県内10の学校および人権サークルが参加する予定です。

県内には県立学校が70校、小中学校を所管する市町が29あるため、今後も新たな学校等で研究を進めていきます。そして、研究校での成果を、各種研修会や各地域で行われる連絡会議等の場を活用して県内全域に広く普及していきます。

今後も、子どもたちが意見表明する機会を大切にし、子どもと保護者、地域住民等が一緒になって活動に取り組むことを通して、これらの人々の間に人権尊重の意識を広める「人権尊重の地域づくり」を進めていきます。

また、本県は、2025年〔令和7年〕4月に「三重県子ども条例」を改正し、条例で定める施策を推進するため「ありのままでみえっこプラン」を策定しました。この計画にもとづき、全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重をめざして取組を推進していきます。

未来を拓く9年間
～当別町小中一貫教育～

1　はじめに

当別町は、札幌市の北に位置する人口約15,000人の町です。令和7年4月現在、児童生徒数は約760名で、小学校1校、中学校1校、義務教育学校1校を設置しています。

本町の歴史は1871（明治4）年、仙台藩一門岩出山（現：宮城県大崎市）の領主・伊達邦直（だてくになお）公が当地に移住したことに始まります。以後、北海道の厳しい自然環境と闘いながら開拓が進められ、約150年を経た現在では、農業を基幹とする稔り豊かな町へと発展しました。

札幌市中心部から約40分、新千歳空港から約70分という都市圏へのアクセス良好な立地でありながら、町域の大部分が森林と田園地帯で、東京ドーム約140個分の面積の当別ダムが所在するなど、北海道らしい大自然が広がっています。そうした恵まれた立地を活かして、子育て世帯の移住促進につなげるべく、町では「チャイルド・ファースト」を掲げ、教育環境と子育て支援の充実にも取り組んでいます。

2　小中一貫教育導入の背景・経過

（1）導入の背景

小中一貫教育導入の背景には、児童生徒の学力向上、町の魅力向上という、町が抱えていた課題がありました。児童生徒間の学力の差が大きいという状況であり、また、町に人を呼び込む施策の展開も喫緊の課題でした。

こうした状況を踏まえ、社会でも通用する確かな学力を身に着けさせることは、義務教育の責務であるとして、学力向上のためのツールとして、全国各地で成果をあげていた小中一貫教育に着目し、義務教育9年間の系統的な学びを通じて学力の向上を目指すべく、導入に向けた研究を開始しました。

また、近隣の自治体に比べ、圧倒的な差別化を体験できる教育環境を整備することで、町の魅力化を図り、子育て世帯の移住促進につなげようとしました。

(2) 導入の経過

本町では、平成26年度より小中一貫教育導入に向けた研究を開始し、平成29年度に、町内の2中学校区で小中一貫教育を導入しました。

小中一貫教育の研究を開始するにあたっては、教育課程研究を主務とする部署として、教育委員会事務局に「一貫教育推進係」を設置し、北海道庁から職員の派遣を受け、専任職員2名体制で、小中一貫教育の研究に取り組みました。

また、北海道教育委員会が実施する研究事業「小中連携、一貫教育実践事業」（平成26～28年度）、文部科学省が実施する研究事業「小中一貫教育推進事業」（平成27～29年度）の指定を受け、全国各地の小中一貫教育実施校の視察、小中一貫教育に関する研究フォーラムへの参加等により、小中一貫教育の先進事例について研究を重ね、取組推進に活用しました。

2　小中一貫教育の取組事例

（1）教育委員会の取組

①基本方針の策定

小中一貫教育導入に向けた検討を進めるにあたり、本町で進める施策の基本となる考え方として、「当別町小中一貫教育に関する取組基本方針」を平成27年3月に策定しました。この方針では、一貫教育で目指す人間像、児童生徒像、学校像、地域像を定め、町内全校での小中一貫教育の実施、地域の特色を活かした教科の導入、施設の改善等による良好な教育環境の確保といった、今後の施策の方向性を掲げました。

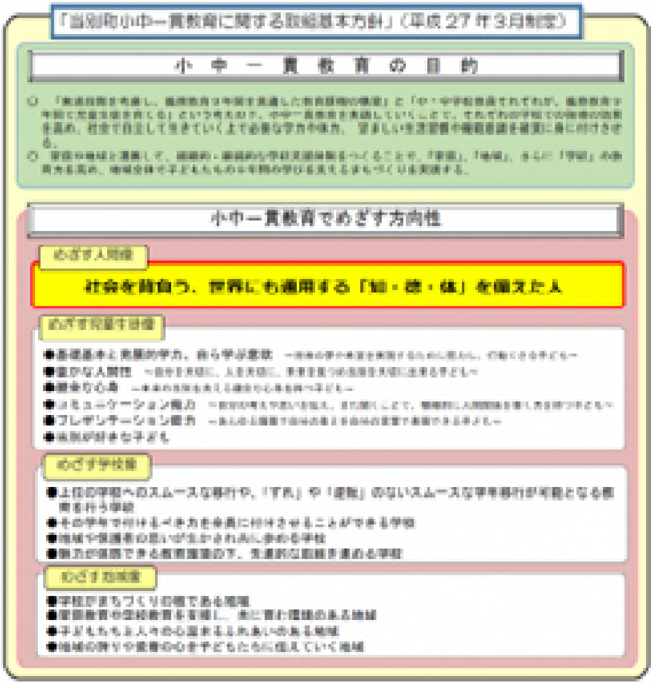

【当別町小中一貫教育に関する取組基本方針】

②検討組織の設置

小中一貫教育の研究を進めるため、平成28年度に、町立学校長、外部有識者、保護者、公募委員からなる「当別町小中一貫教育懇談会」を設置し、小中一貫教育実施に向けた方策について検討を行いました。

また、令和3年度には町立学校教員からなる「一貫教育推進委員会」を設置し、町で実施する小中一貫教育について、学校間での共有を図りました。

③町民への周知

小中一貫教育導入について、町民の理解促進を図るため、「とうべつ一貫教育かわら版」を発行し、ホームページ上に掲載した他、町民向けに「小中一貫教育講演会」を開催し、有識者から小中一貫教育のメリット等について講演をいただきました。

（2）学校の取組

①学習規律の統一

小中一貫教育導入に向け、小・中学校間で学習規律を統一することから始めました。義務教育9年間を見通した指導の在り方についての実践研究事業「ドリカムプロジェクト」を実施し、9年間の系統性を明らかにした年間指導計画の作成や、板書の方法等、統一性のある学習規律の共有、発達段階に応じた家庭学習の進め方についてまとめた保護者向け手引きの作成等に取り組みました。

②中1ギャップ解消の取組

中1ギャップ解消のため、小・中学校間での交流事業にも取り組んでいます。

中学校生活への不安解消・中学校教員による専門的な指導に触れることを目的として、小学校6年生の中学校への登校を定期的に実施しています。1日を中学校で過ごし、中学校の教員による授業、中学生と一緒に学校行事に参加、部活動への体験参加などを実施しています。

【ドリカムプロジェクト】

また、中学校から小学校にも、教員が出向く形での出前授業や、校長が出向いて中学校生活について説明するなどの取組を行っています。

【中学校教員による授業】

【部活動体験】

③小中一貫教育を支える人材

小中一貫教育を進めるための人材として、平成28年度から、町費で「小中一貫教育推進講師」(現在は「学力向上推進講師」に名称変更)を各学校2名配置し、算数(数学)・外国語の指導等に当たっています。この講師は、曜日ごとに小・中学校を行き来し、中学校とのつながりを意識しながら、専門的な指導を行うとともに、一方の学校の取組内容をもう一方の学校に還流するなどして、小・中学校をつなぐ役割を果たしています。

④コミュニティ・スクール

町では、平成29年度に、コミュニティ・スクールを町内全校に設置しました。設置に当たっては、中学校区単位で小・中学校合同での設置とし、学校・地域が抱える課題の解決に向けた熟議を通じて、小中連携して地域ぐるみで子どもたちを支える取組を進めています。

【講師による授業】

⑤独自教科「とうべつ未来学」

ふるさと当別を知り、未来を考え、発信する力を育む教科横断的な学習として、「とうべつ未来学」を令和3年度より実施しています。

「とうべつ未来学」では、「ふるさと教育」「国際理解教育」「キャリア教育」を柱として、義務教育9年間を通じた学習を展開しています。

主な取組として、基幹産業を知るための稲作・大豆栽培体験授業、町にゆかりのある著名人によるキャリア教育授業「とうべつ未来学講座」、姉妹都市のレクサンド市が所在するスウェーデン王国について学習する授業などを実施しています。

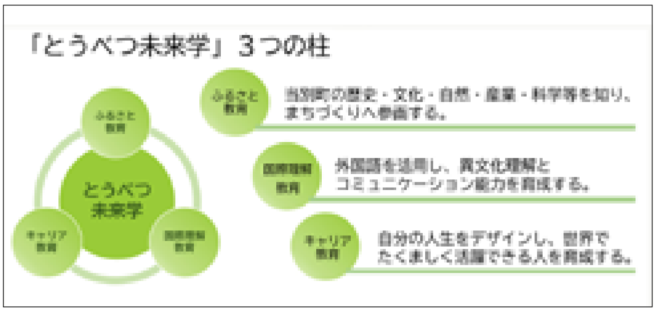

【とうべつ未来学　概要】

【稲作体験】

【とうべつ未来学講座】

3 義務教育学校「とうべつ学園」

(1) 概要

令和4年4月に、当別小学校・当別中学校を統合し、施設一体型の義務教育学校「とうべつ学園」を開校しました。全校児童生徒約420名、教員約70名の規模で、北海道内有数規模の義務教育学校です。

校舎は、建物中央部に吹き抜けを配置した開放感ある空間に、広い廊下やオープンスペースが配置されており、グループ学習など多様な学びのスタイルに対応できる設計となっています。

(2) 教育課程

とうべつ学園の教育課程は、1〜4年を「基礎期」、5〜7年生を「充実期」、8〜9年生を「発展期」として、

発達段階に応じた教育活動を展開しています。

なお、実践を重ねる中では、旧来の6−3制の区切りも意識して、柔軟に教育課程を運用しています。

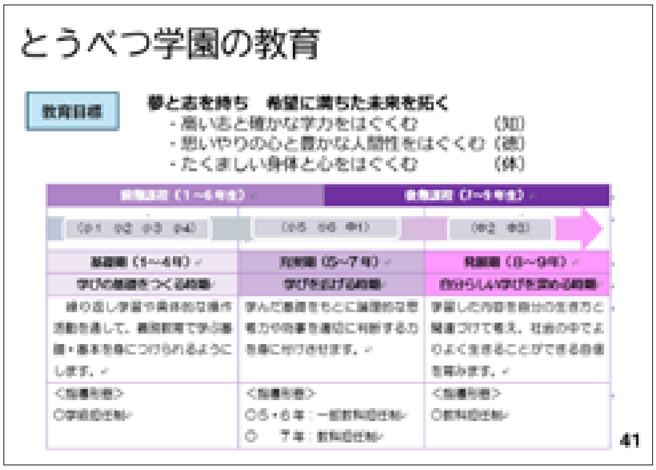

【とうべつ学園の教育】

（3）特色ある教育活動

とうべつ学園では、施設一体型義務教育学校の特色を活かした教育活動を実施しています。

①前期課程での一部教科担任制

後期課程の教員・加配教員・町費任用教員により実施しています。（実施教科：理科・英語・音楽・図工・体育・家庭科　など）

②スポーツフェスティバル

運動会と体育祭の合同行事として、全学年が同一日程で参加しています（1〜4年生は午前のみ参加）。児童生徒会が考えた競技による全校競技や、後期課程の生徒が低学年の児童のお世話をするなど、異学年交流を意識した内容となっています。

③学習発表会・学園祭

学習発表会には1〜6年生、学園祭には5〜9年生が参加しています。5〜6年生は学園祭に参加して、上級生の発表に触れた経験を持ち帰り、学習発表会で基礎期の児童の手本となる発表を披露しています。

④部活動

5年生から参加できます。なお、5〜6年生の参加については、下記の点が7〜9年生と異なっています。

・中体連等の大会には参加できません。
・活動時間が短くなっています。
・使用する道具や練習内容は、学年に合ったものとしています。
・自身に合った部活動を見つけるため、1年ごとに継続の意思を確認することとしています。

【スポーツフェスティバル】

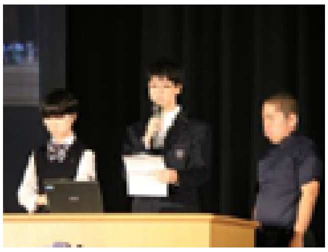

【学園祭】

4 小中一貫教育の成果

小中一貫教育を導入した成果として、学力の向上が徐々に見られるようになりました。

「全国学力・学習状況調査」の結果では、年度を経るにつれて全国平均との差が小さくなり、令和元年度には全ての教科で全国平均を上回る結果となりました。以降においても、全国平均を上回る年度が見られ、学力の定着が見られています。また、令和6年度の調査結果では、正答率が低い児童生徒の割合が全国平均を下回るなど、学力の底上げも進んでいます。

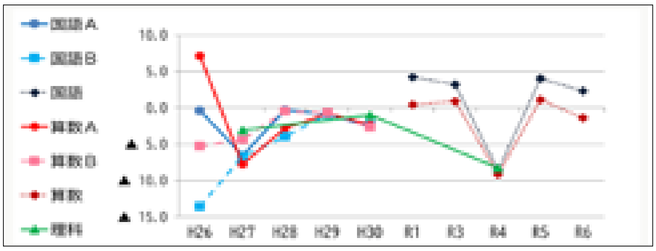

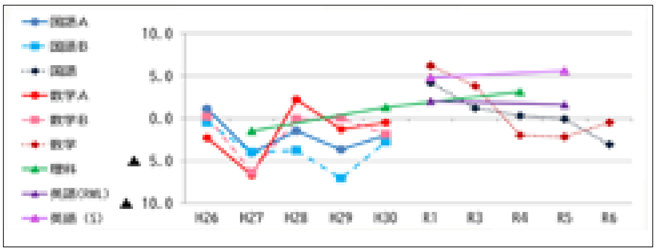

【平成26年度以降の「全国学力・学習状況調査」結果】
上：小学校調査　下：中学校調査　数値は全国平均との差

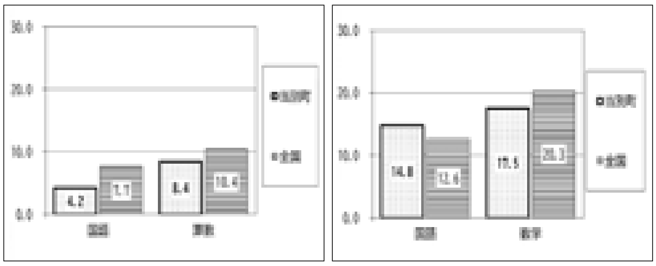

【正答率が30%以下の児童生徒の割合（令和6年度「全国学力・学習状況調査」結果）】（左:小学校調査　右:中学校調査）

また、小中一貫教育を支える人材を活用し、学級の状況に応じて複数配置する「当別型複数指導体制」が定着し、教員の負担軽減や多様な子どもたちに寄り添った指導や支援を実現しています。

教育環境の整備を進めたことにより、教育以外の分野での移住促進施策の成果も相まって、子育て世帯の移住が増加し、令和3年度以降は社会増となる年度が続くなど、町の魅力向上についても、一定の成果が表れてきています。

5 おわりに

本町の教育の歴史は、1871（明治4）年、伊達邦直公が本町の開拓に取り組んで間もなく、家臣の鮎田如牛（あゆたじょぎゅう）が私塾「鮎田塾」を開き、移住者子弟の教育を担ったことに始まります。

如牛は、自宅の傍らに草小屋を建てて学舎とし、子弟数十名に読書、習字、数学などを教えていたと伝わります。これは、1872（明治5）年の学制頒布に先立つ画期的な出来事でした。

また、開拓当初に考案されたと伝えられる村の決まり「当別村邑則」でも、「五歳になった子どもは男女ともに学校に入れること。もし学校に入れようとしない父母がいた場合は厳重注意すること」「十五・六歳になった子どもは修める学問を選び、大学に入れて最新の学術を学ばせること」などの記述があります。

これらは開拓当初の困難な状況にあっても、教育のことは1日もゆるがせにできないとして教育を重んじた強い意志の表れと言えます。

今年度改訂した本町の教育大綱においても、町の未来を託す子どもたちの教育を何よりも重んじてきた開拓以来の精神を礎としています。

開拓以来150余年、教育に重きを置いてきた伝統を次世代に引き継ぐべく、本町、そして社会の未来を担う子どもたちの育成に、今後とも注力してまいります。

大阪府貝塚市教育委員会

不登校対策支援事業「かいづかSMILEプラン」

～すべての子どもたちの笑顔のために～

1 はじめに

「誰一人取り残さない」これは本市の教育において最も大切にしている言葉です。すべての子どもたちが安心して学び、成長できる環境を整えていきたいと考え、日々教育行政に取り組んでいるところです。

近年、不登校や長期欠席者の増加が深刻な問題となっており、本市においてもその数は年々増加しています。特に不登校や長期欠席者のうち、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や専門機関とつながっていない児童生徒が一定数いること、教育支援センターや校内教育支援ルームを活用している児童生徒も一部に限られていることは課題だと考えています。

そのような中、文部科学省は2023年3月に「COCOLOプラン」を取りまとめ、不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにするという目標を掲げました。この目標を達成するため、本市においてまずはじめにしたことは、「学校復帰」を唯一のゴールとする従来の私たちのマインドセットを転換し、一人ひとりの状況や気持ちに寄り添いながら、社会の中で自立して生きていける力を育むことをゴールに再設定することでした。

もちろん、学校は学力だけでなく、社会性やコミュニケーション能力といった“生きる力”を育むことに優れた環境であり、多くの子どもたちにとってかけがえのない成長の場です。しかし、現実にはその環境では自分らしさを発揮できず、学校に通うことが心身の負担となってしまう子どもたちもいます。だからこそ私たちは、学校復帰を一つの選択肢としながらも、それだけにとらわれず、多様な学びやつながりの場を用意することが不可欠であると考えました。

このような基本的な考えのもと、本市では不登校対策支援事業「かいづか SMILE プラン～すべての子どもたちの笑顔のために～」を立ち上げ、以下の5つの柱を中心に、子どもたちの個々のニーズに応じた柔軟な支援を展開しています。

- アウトリーチ支援の実施
- メタバース空間の構築
- 遠隔操作ロボットの設置
- 自然体験や仕事体験などキャリア教育の実施
- 校内教育支援ルームの設置促進

次項以降では、それぞれの取組みについて、具体的な内容や今後の展望などを紹介していきます。本市の実践が、全国の教育委員会における不登校支援の参考になれば幸いですし、さらなる改善のため本市へのご助言をいただければありがたく思います。

2 令和7年度の取組み

令和7年度は、児童生徒一人ひとりの課題解決に向け、以下の取組みを推進していきます。

（1）専門家を活用した アウトリーチ支援の実施

支援につながっていない不登校児童生徒および保護者との家庭訪問による面談や、電話やWEBを使っての相談によって、メタバースによるオンライン支援や教育支援センター等への入室など、一人ひとりに応じた支援につなぐために、教員経験があり、公認心理士の資格をもつ支援員を配置しています。

各校での不登校対策会議やケース会議等に出席し、情報の共有やアセスメント、助言等を行っています。ケースごとに抱える課題は異なりますが、学校と連携し、支援を進めています。

（2）メタバースによるオンライン支援の導入

民間業者に委託して、教育支援センター等に登室できていない児童生徒を対象にメタバース空間を提供し、その中で他者との交流機会を設けたり、学習支援を行ったりします。（2学期以降運用開始予定）

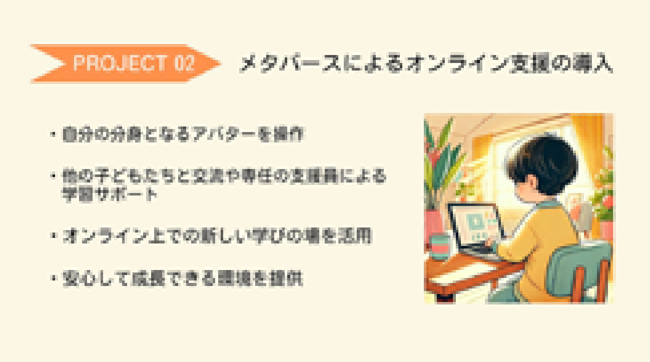

昨年度、試験的に（抽出校において）導入したところ、利用した児童生徒からは、

- メタバース空間で、支援員の先生と趣味の話ができてとても楽しかったです。
- ふだんの学校とは違う雰囲気でリラックスして話せたので、安心して過ごせました。
- メタバース空間では、1人で集中して学習に取り組めるので、落ち着いて勉強できました。
- これまでの学習を復習しつつ進められたので、自分のペースで無理なく取り組めました。

等の声がありました。

これらの声をもとに、今年度本格運用を始めるため、現在準備を進めているところです。

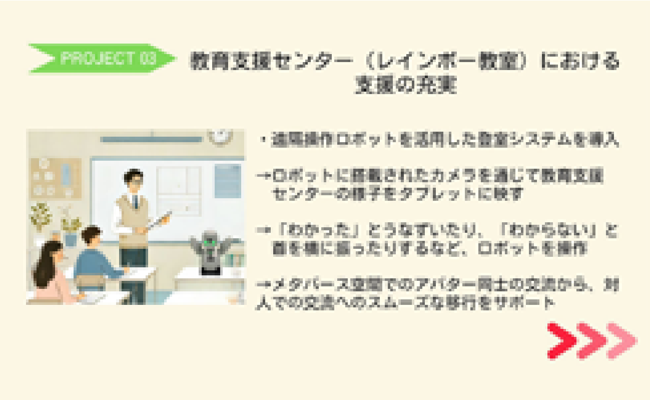

（3）教育支援センター（レインボー教室）における支援の充実

①遠隔操作ロボットを活用した登室システムの導入

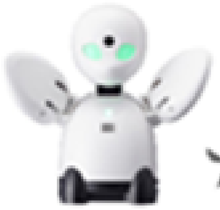

遠隔操作ロボットを設置し、メタバース空間でのアバター同士の交流から、対人での交流への移行を図ります。（詳細は (4) に記載）

②登室による支援の充実

(ア) ホースセラピー

「動物介在教育」により、馬の生態（歯や足の使い方、気もちの表し方、体のつくり等）を学ぶことを通して、いろいろな動物についての生態を知ろうとする態度を養うこと、「動物介在活動」により、馬とふれ合い、時間を共有する中で、言葉による表現が苦手な児童生徒が、同じ空間で過ごす人との関係を深めることができるようにすることを目的に、市内にある施設に協力いただき実施しています。

(イ) 農業体験

自然体験活動の充実を目的に、地元農家の方にご協力いただき、畑の一角を借りて栽培活動を始めました。

日々の水やりや草抜きなど収穫に向けて取り組んでいるところです。収穫できた野菜は、カレーや豚汁など調理実習の材料にする予定です。

(ウ) 仕事体験

キャリア教育の推進を目的に、貝塚市「大阪・関西万博」共創チャレンジ事業にて「未来に続く生きる力を養う居場所づくり」に取り組まれている地元の喫茶店に協力いただき仕事体験を実施する予定です。その喫茶店は大阪府下の「保存すべき歴史的町並」のひとつである寺内町にあり、江戸時代の古い面影を残す町並みや民家が残されている場所にあります。1学期は「出会う」ことを目的に校外学習の一環として訪問する予定です。その出会いをきっかけに子どもたちが仕事体験や物づくり体験が

できるよう進めていきたいと考えています。

また、農業体験や職業体験で収穫・作成したものを、前述の事業と絡めて実際に販売したり、イベントへの参加や出品したりできないかと模索しているところです。

このような体験活動を通し、子どもたちの社会的自立を支えていきたいと考えています。

(4) 校内教育支援員の配置による校内教育支援ルームの設置促進

校内教育支援員等を配置することにより、校内教育支援ルームの設置を促進し、不登校傾向にある児童生徒の支援体制の強化を図っています。

今年度は校内教育支援ルームを常設している3校に支援員を配置するとともに、大阪体育大学に協力いただき、6校に大学生のサポーターを配置しています。

また、前述の遠隔操作ロボットを設置し、自宅から校内教育支援ルームにあるロボットをタブレットで操作して教員や支援員と対話したり、学習したりできる環境を整えるとともに、校内教育支援ルームを活用している子どもたちが、教室にあるロボットを操作し、授業に参加する体制も整えています。

先日、小学校低学年の教室に遠隔操作ロボットをもって行き、初めて校内教育支援ルームとつないでみました。呼びかけに対してロボットが反応して手を挙げたり、うなずいたりすると、その反応を見て喜ぶ児童がいて、教室が温かい空気に包まれました。

教室で過ごすことが難しくても、ロボットを通すことで子ども同士の交流ができるという新たな可能性を感じる一場面となりました。

(5) 加配教員の役割

今年度、大阪府から教育研究所加配が配置され、主として本事業のコーディネートを担当しています。

当該教員は、これまで不登校担当をはじめ、生徒指導、特別支援教育コーディネーターを務めており、様々なケースに対応できる経験を有しています。

具体的には、まず市内15校(小学校10校、中学校4校、義務教育学校1校)の不登校担当教員と連携し、不登校対策会議やケース会議へ参加して情報の集約を行っています。

また、そこで得た情報をもとにアウトリーチ支援員と連携し、家庭訪問等の調整を行っています。

それ以外にも教育支援センター(レインボー教室)で

の活動支援、校内教育支援ルーム設置促進に向け、各校の状況把握や遠隔操作ロボット設置支援等を行っています。

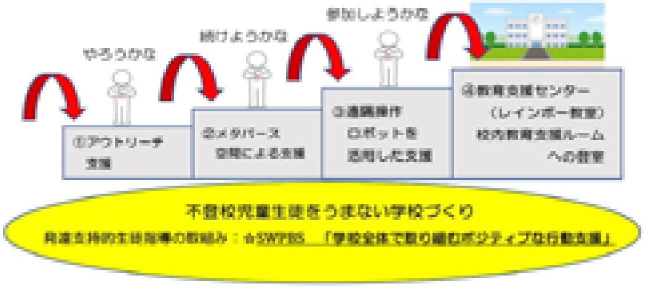

（6）その他

今年度より児童生徒の定期健康診断未受診者への対応を始めました。小・中学校の児童・生徒等が、検診実施日に欠席していた等の理由により、在籍校での定期健康診断を受診できなかった場合、学校医の診療所等で健康診断を受けることができるようにしました。

3 おわりに

令和7年5月23日（金）に、本事業に係る保護者説明会を開催しました。当日は、対面で10名、オンラインで6名の保護者の方にご参加いただきました。また、後日視聴が可能なオンデマンド配信も予定しており、34名の保護者より申し込みがありました。これにより、説明会全体としての申込者数は合計50名となりました。

説明会では、事業の概要について担当者が説明を行った他、加配教員、教育支援センター支援員、アウトリーチ支援員より、それぞれの立場から支援内容について丁寧な説明を行いました。参加された保護者の方々からは、具体的な支援の内容や活用方法について積極的な質問が寄せられ、本事業への高い関心と期待が感じられました。

一方で、今回の説明会には参加・申込みのなかったご家庭の中にも、不登校に関して悩みを抱えているケースがあると想定しています。今後は、こうしたご家庭にも情報がしっかり届くよう、学校内外での周知方法をさらに工夫していきます。

本事業はまだ始まったばかりですが、「誰一人取り残さない」という思いのもと、すべての子どもたちと保護者にとって、安心できる支援体制を着実に築いていきます。

お知らせ─1

「『学校基本調査』にみる初等中等教育における管理職に占める女性の割合（2024年度版）」を作成しました

独立行政法人国立女性教育会館

国立女性教育会館（以下、NWEC）では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、2016 年度より学校における女性の管理職登用促進に関する調査研究に取り組んでいます。

今回、主に公立学校における管理職に占める女性の割合の現状を把握することを目的とし、「『学校基本調査』にみる初等中等教育における管理職に占める女性の割合（2024 年度版）」を 2025 年 3 月に公表しました。

本資料は、2021 年 3 月に NWEC が作成・公表した、「初等中等教育における管理職に占める女性の割合の現状─『学校基本統計』および『公立学校教職員の人事行政状況調査』をもとに─」の更新版と位置づけ、文部科学省「学校基本調査」のデータをもとに、職位別、都道府県・政令市ごとの管理職に占める女性の割合を整理し「見える化」した、16 ページのデータブックです。

今回作成した 2024 年度版では、公立小学校・中学校・全日制高校・特別支援学校の校長に占める女性の割合を「見える化」するため、日本地図を活用し、都道府県を区分ごとに色分けしました。さらに 2020 年度の状況も掲載したことで、この 4 年間に都道府県の校長に占める女性の割合がどのように変化したのかが、一目でわかるようになっています。

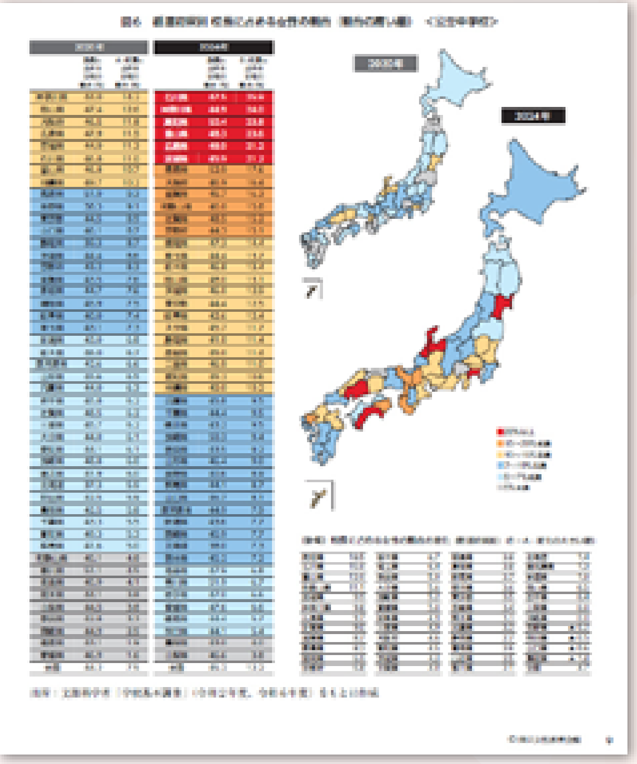

このほかにも、各都道府県、政令市等の校長、副校長・教頭に占める女性の割合の推移についてもグラフ化し、都道府県の変化の大きさを「見える化」しました。結果としての割合の高さだけでなく、大きな変化があった都道府県、政令市等において、どのような取組みが進められているかといった点にも着目し、好事例の収集や各種データの分析につなげていきたいと考えています。他地域の取組のヒントにもつながるよう、今後も様々な角度から調査研究を進めてまいります。

お知らせ—1

【校長に占める女性の割合の推移：政令市・東京（23区）】

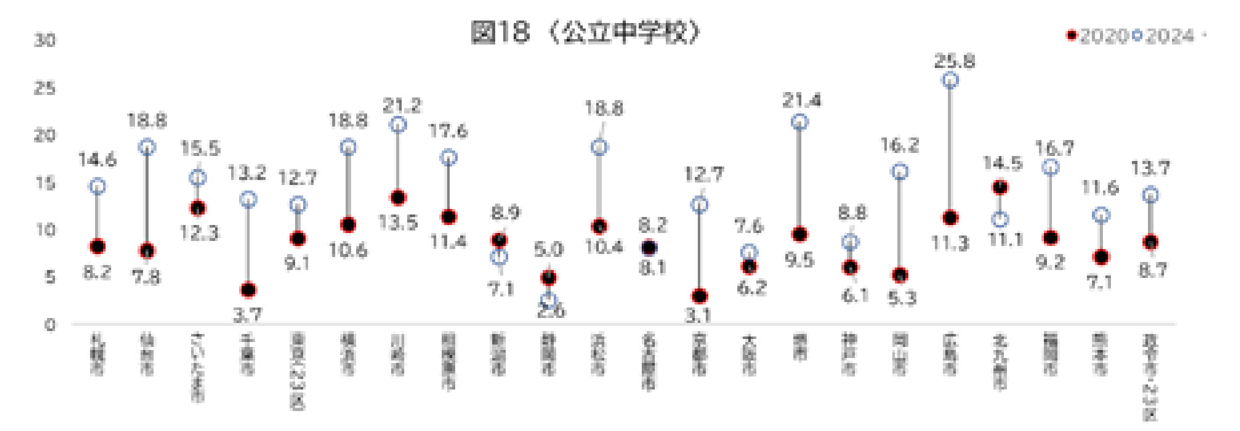

「学校基本調査」にみる初等中等教育における管理職に占める女性の割合（2024 年度版）
※ NWEC ホームページからダウンロードできます。
☞ https://www.nwec.go.jp/about/publish/drdbhq000000010v.html

参　考

NWEC は、これまでの学校教育における男女共同参画推進に関する調査研究の成果を公表しています。下記、ホームページから各報告書のデータがダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

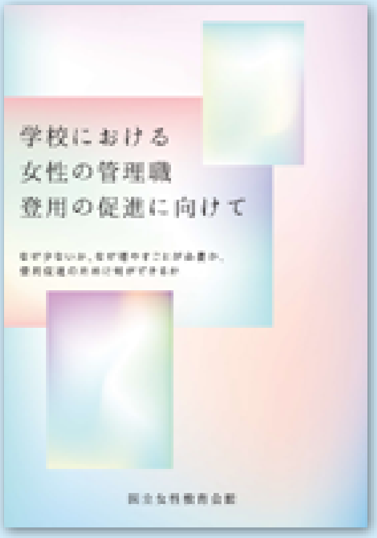

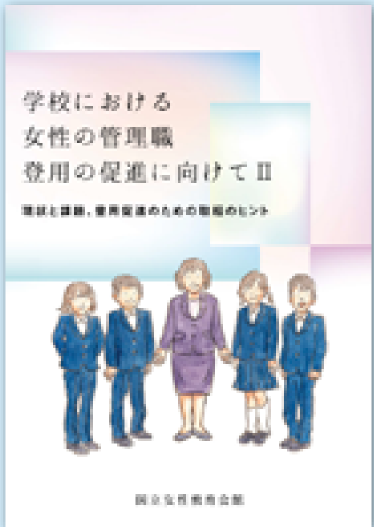

（NWEC ホームページ「調査研究（学校教育における男女共同参画推進）」のページ）
☞ https://www.nwec.go.jp/research/teacher.html

国立劇場養成所　研修生募集

文化庁企画調整課

国立劇場養成所（独立行政法人日本芸術文化振興会）では、令和8年度に開講する歌舞伎俳優、歌舞伎音楽（長唄）、能楽（三役）、文楽の研修生を募集しています。

●伝統芸能の次代を担う伝承者を実践的カリキュラムで養成

伝統芸能は、無形の技であり、人から人へと伝承されるものです。独立行政法人日本芸術文化振興会では、伝統芸能を長期的な視点に立って保存振興し、伝承者を安定的に確保するため、国立劇場養成所において、歌舞伎俳優、歌舞伎音楽（竹本·鳴物·長唄）、大衆芸能（寄席囃子·太神楽）、能楽（ワキ方·囃子方·狂言方）、文楽（太夫·三味線·人形）、組踊（立方·地方）の伝承者養成を目的とした研修を行っています。

研修では、各分野の実演家が講師として実技指導するほか、講義や発表会等 a のカリキュラムを組み、2年から3年（能楽のみ6年）をかけて行われます。研修修了者は、舞台出演の経験を重ねながら技芸を磨き、伝承者として伝統芸能の保存及び振興に大きな役割を果たしています。

●伝承者を目指す、意欲ある研修生を募集

令和8年度に開講する研修の研修生募集は、今年10月に開始します。研修には、特別な資格や経験を必要とせず、未経験者でも応募することができます。受験料·受講料無料、宿舎、奨励費貸与制度もあります。

また、応募に関心のある方を対象に「プレ研修」や「研修見学会」など、研修のイメージを具体化し、応募への意欲を高めていただくための取り組みも予定しており、情報はホームページ等で発信してまいります。

□募集要項□

【募集分野】

①第31期歌舞伎俳優研修生
②第11期歌舞伎音楽（長唄）研修生
③第13期能楽（三役）研修生
④第35期文楽研修生

【応募資格】

①②④:中学校卒業（見込みを含む）以上の男子で、原則年齢23歳以下の方。経験不問
③：中学校卒業（見込みを含む）以上で、原則年齢23歳以下の方。経験不問

【応募締切（必着）】

①～③：令和8年1月30日（金）
④：令和8年1月16日（金）

【選考試験】

①～③：令和8年2～3月を予定
④：令和8年1月下旬を予定

【研修期間】

①④：令和8年4月～令和10年3月
②：令和8年4月～令和11年3月
③：令和8年4月～令和14年3月

【主な研修場所】

①②:国立オリンピック記念青少年総合センター（渋谷区代々木神園町）
③：国立能楽堂（渋谷区千駄ヶ谷）
④：国立文楽劇場（大阪市中央区日本橋）、東京の文楽公演時は東京での研修あり

※各研修の詳細、問い合わせ先は国立劇場養成所のホームページを御参照ください。
https://www.ntj.jac.go.jp/training/trainee.html

ひとりごと

「逃避行」

私の社会人生活は南の島・奄美大島の小学校から始まった。何かあったときに、ちょっと逃げ場になれる存在がいいな、子どもたちにとって家族とも先生とも違う、「自分を評価しない、なんかいつも近くにいる大人」になりたいなと思って、学校事務職員、「事務の先生」を選んだ。

青い空と青い海を傍らに、聞きなれない方言と一緒に始まった社会人生活。恋の話や先生の愚痴を楽しそうに話す子や友達と喧嘩したと泣きながら訴えてくる子。生徒数100人に満たない小さな小学校だったけれど、先生方が少しでも充実した指導ができるよう、情報交換しながら、自分にできる小さいことを少しずつ見つけながら日々を過ごす。その「小さいこと」に先生や子どもたちが気づいてくれることが仕事のモチベーションになっていた。

それが、数年前から、子どもたちの声が聞こえないところで働き始めた。無機質な建物、毎日届くたくさんのメール、子どもたちの無邪気な声とは程遠い大人たちのまじめな話。

子どもたちの姿が見えなくなってから、ふとしたときに、何のために働いているんだっけ、と呆然とする。私がやる仕事って、一体何の役に立っているんだろう。あれもこれも十分にできない私に、一体何ができるんだろう…。

もともと考えすぎのきらいがあるためか、悩むというほどではないけれど、もやもやして、すっきりしない気持ちになって、全部放り投げたくなる瞬間がたまにある。そんなときの私の対処法は、わかりやすく逃避行だ。「そうだ、奄美に帰ろう」

帰ると決めたらそこからはいつも早い。夏だろうと冬だろうと、一泊だろうと滞在時間30時間未満だろうと、飛行機に乗ってしまえばもうその時点で既に半分くらいは気が済んでいる。

おかえりと言ってくれる地域の方々、毎日遊んだ海、お酒が飲めるようになった卒業生。変わったものと変わらないものに触れ、誰もいない浜辺で波音を聴きながらぼんやりしたり、初任の頃と同じように集落の人たちと笑って過ごしたりしていると、頭をつかうのが馬鹿らしくなって、わたしのもやもやは小さくなっていく。

短い逃避行の着地は大体いつも同じで、「素直でいること」「感謝をすること」。何かを成さなくては、と思うと苦しくなるけど、その時々にできることをすると決めて頑張るほうが私の性に合っていることを思い出す。ありがたいことに一緒に働くひとたちに恵まれる人生で、常に尊敬できる上司や同僚が道を示してくれる。私ひとりでは何もできないが、周囲の方々の導きで、今、初任の時は想像もしなかった日本の教育を支える場所で働いている。大都会東京で、情報の海に溺れそうになりながらも、何もできなかった私が、ちょっとずつできるようになった今までのことを心に携えて、謙虚に過ごしていきたいなと考える日々である。

（H.M）

「教育委員会月報　令和７年７月号　No.909」

・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
・〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
・TEL：03-5253-4111（代表）
・URL：https://www.mext.go.jp

文部科学省